

理事長挨拶



水上土地改良区
理事長
東條 茂

8月当初からの酷暑が9月に入っても続く異常気象のなか、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。本文は9月10日に書いております。

9月後半の天気予報、ぐずつき気味との事、刈り取り作業に不安な気持ちを抱いています。これを読まれる頃には刈り取り作業は終了していることと思いますが、今年の出来はいかがでしたでしょうか。

さて、総代の皆様にご承認いただいた、第12期の総代・役員任期前倒しによる新役員の選挙日程について、記載のとおり決定させていただきました。

また、先に実施しました「アンケート」へのご協力有難うございました。集計結果については改めて結果報告をするともに、新役員に協議を委ね、皆様のご意向に沿うよう努力して参ります。

水上土地改良区 総代・役員(理事、監事)総選挙実施のお知らせ

水上土地改良区では、令和2年12月15日の総代・役員任期満了に伴い、総代・役員総選挙を実施いたします。詳細は下記のとおりです。

◆ 選挙日程

日 程	日 時	内 容
選挙公告	令和2年11月19日(木)	水上土地改良区事務所前へ掲示
立候補・推薦の受付	令和2年11月19日(木)から11月20日(金) 午前8時30分から午後5時00分まで	水上土地改良区事務所にて受付
候補者公告	令和2年11月21日(土)	水上土地改良区事務所前へ掲示
選挙期日(投票日)	令和2年11月28日(土)	

◆ 選挙区及び定数

選挙区	選挙区域	総代定数	役員定数
第1被選挙区	妙高市 大字川上・大字上新保・大字西条 大字吉木・大字北条 上越市 板倉区小石原	30人	理事 7人 (うち耕作者理事 5人) 監事 3人 (うち員外監事 1人)

◆ 総代・役員被選挙権 要件

※ 総代と役員は兼任は出来ません。

総代被選挙権	右記 1、2、3 に該当する者	1、組合員であること 2、未成年者ではないこと 3、禁固以上の刑に処されて執行中の者でないこと 4、法人でないこと 5、成年後見人又は被保佐人でないこと 6、破産者で復権できないものでないこと
役員被選挙権	右記 1、2、3、4、5、6 に該当する者	

◆ 選挙について

- ・総代・役員に立候補又は推薦する場合は、水上土地改良区事務所備え付けの届出書に必要事項を記入し、令和2年11月19日(木)、20日(金)の午前8時30分～午後5時までに水上土地改良区事務所へ届け出てください。なお、推薦する場合は、組合員5人以上の推薦と本人の承諾が必要です。
- ・立候補者が定数を超えなかったときは、無投票となり、選挙会により当選人を決定します。
- ・その他詳しい条文等は、土地改良区事務所へ備え付けてあります。ご覧になりたい方は事務所までお越しください。

選挙のことについてご不明な点がございましたら、水上土地改良区事務所までお問い合わせください。

水上土地改良区からのお知らせ

令和2年度 事業予定について

1. 国営造成施設管理体制整備促進事業（草刈り費用補助金 今年度はなし）

新型コロナウイルス感染症対策として、地域の皆様をお願いしていたかんぱいの草刈りは中止とし、土地改良区職員で草刈りを行いました。これからの非かんがい期で、水路内の土砂上げや雑木の撤去など、維持管理作業を重点的に行う予定をしています。

作業写真（5月作業分）



作業写真（6月作業分）



作業写真（8月作業分）



2. 維持管理事業

①	第6号支線排水路(サラサラ堰) ゲート改修工事 工事理由：施設の老朽化により、改修が必要となったため	(西条地内) 工事費一部負担 (令和元年度より引き続き工事)
②	第5号支線排水路(光明寺用水) 集水柵仕切板設置工事 工事理由：破損により緊急的な補修が必要となったため	(上新保地内)
③	北条排水樋門修繕工事(余水吐) 工事理由：施設の老朽化により、補修及び点検が必要となったため	(北条地内)

予定箇所① 現況写真
(ゲート老朽化状況)



予定箇所② 現況写真
(仕切板破損状況)



予定箇所③ 現況写真
(ハンドル老朽化状況)



アンケートについて

以前、皆様をお願いしておりました「土地改良法改正に関するアンケート」へのご協力、誠にありがとうございました。皆様の貴重なご意見を、今後の会議の中で議題として議論し、土地改良区の事業運営に活用させていただきます。また、アンケートの結果については現在集計につき、後ほど広報にて皆様にご報告いたします。

中江用水 現地踏査について

この秋、第6号支線排水路(中江用水)は県営ストックマネジメント機能保全計画を策定するため、関川の中江用水の取水口から、板倉境(境沢)の排水路まで、業者が現地調査を行います。調査中は業者が中江用水脇を歩きますのでご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

その他

- ・水上土地改良区の定款変更の認可が下りました。（令和2年8月6日 上振農 第 3173 号）
- ・臨時総代会を令和2年11月28日に開催します。（選挙会の後）総代の皆様、ご参加よろしくお願ひいたします。

農地の権利移動・組合員の変更は土地改良区へお届けください。

- ① 農地を売買したとき
- ② 地目を変更しようとするとき
- ③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
- ④ 住所、振替口座名義を変更したとき

※関川用水地区事業に伴い受益土地の制限がかかっていますが、やむを得ず農業以外の目的（住宅・商業施設・駐車場等）に農地転用する予定の方も事前にご連絡ください。制限がかかっているため、個人や民間による農振除外・農地転用が認められません。

これはどうなるのかな？ と思ったら、まずは土地改良区へご連絡ください。

